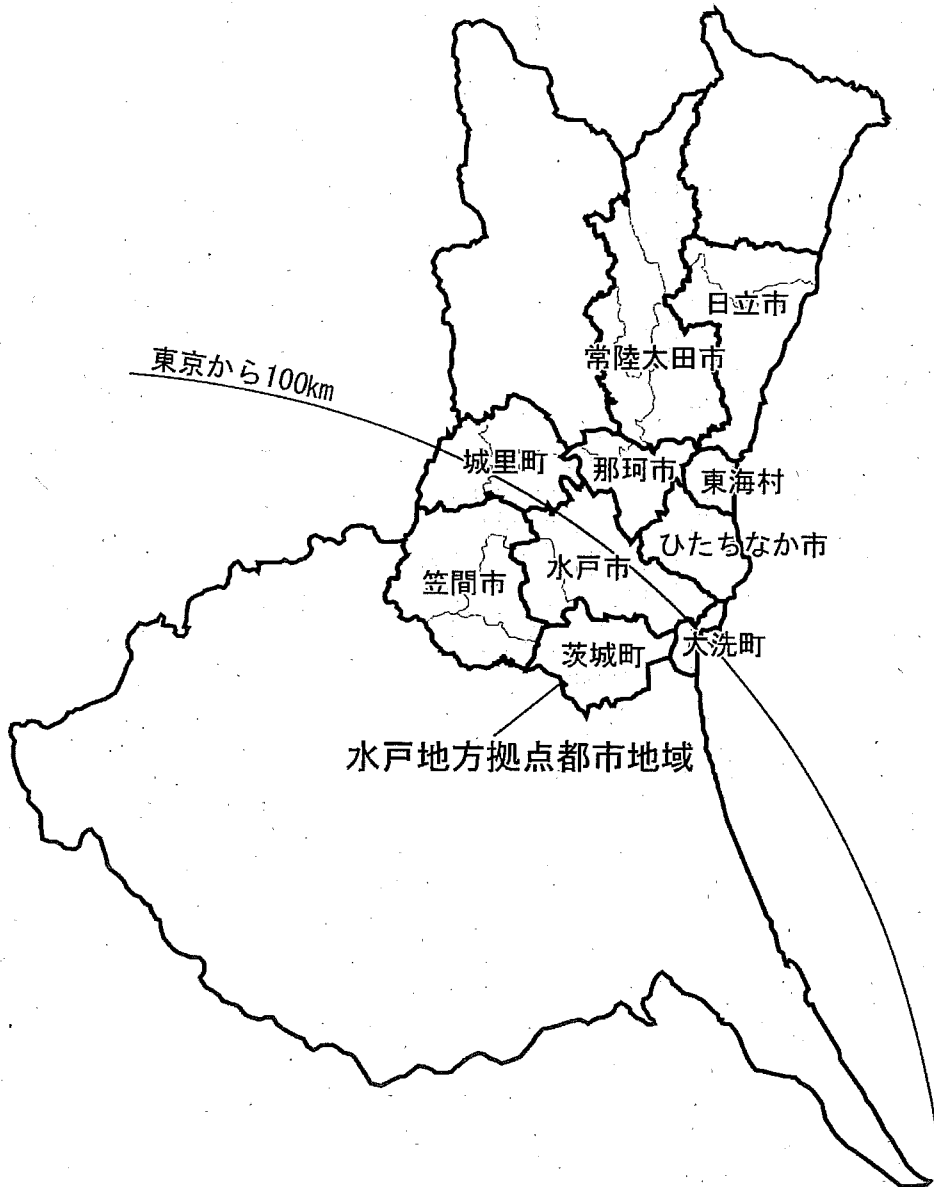
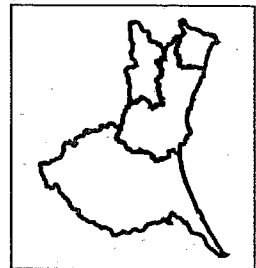


# 1 地方拠点都市地域の概要

## (1) 水戸地方拠点都市地域とは

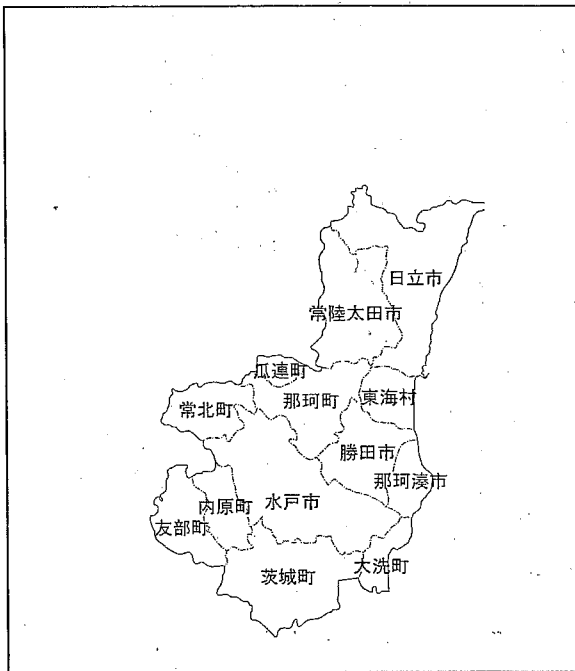
本地域は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。）第4条第1項に基づき茨城県知事により指定された南北約70km、東西約40km、面積約1,596km<sup>2</sup>（茨城県の面積の約26%）のエリアであり、水戸市を中心都市とする6市3町1村（水戸市、日立市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）により構成されている。本地域の中心都市である水戸市は東京から約100kmの位置にあり、豊かな水、緑などの恵まれた自然環境と、行政、産業、人材育成、教養文化などの機能が集積しており、北関東における中核都市圏としてのまとまりを持った地域である。

位置図

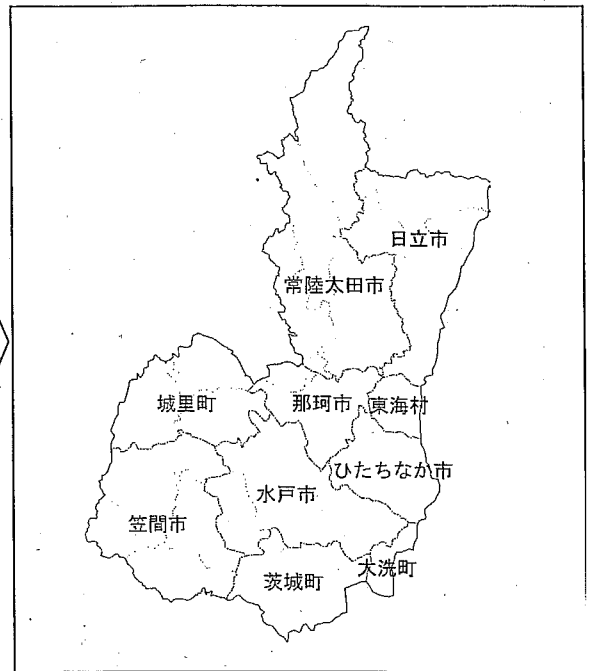


(構成市町村の変遷)

・ 地域指定当初 (平成5年4月)



・ 地域指定変更 (平成19年7月)



地域指定当初 (平成5年4月)	平成6年	平成16年		平成17年		平成18年
	11月	11月	12月	1月	2月	3月
水戸市	水戸市	水戸市	水戸市	水戸市	水戸市	水戸市
内原町	内原町	内原町	内原町	内原町		
日立市	日立市	日立市(※1)	日立市	日立市	日立市	日立市
常陸太田市	常陸太田市	常陸太田市	常陸太田市 (※2)	常陸太田市	常陸太田市	常陸太田市
友部町	友部町	友部町	友部町	友部町	友部町	笠間市(※4)
勝田市	ひたちなか市	ひたちなか市	ひたちなか市	ひたちなか市	ひたちなか市	ひたちなか市
那珂湊市						
那珂町	那珂町	那珂町	那珂町	那珂市	那珂市	那珂市
瓜連町	瓜連町	瓜連町	瓜連町			
茨城町	茨城町	茨城町	茨城町	茨城町	茨城町	茨城町
大洗町	大洗町	大洗町	大洗町	大洗町	大洗町	大洗町
常北町	常北町	常北町	常北町	常北町	城里町(※3)	城里町
東海村	東海村	東海村	東海村	東海村	東海村	東海村

(※1)指定地域外の十王町を編入合併

(※2)指定地域外の金砂郷町, 水府村, 里美村を編入合併

(※3)常北町と指定地域外の桂村, 七会村が新設合併し, 城里町となる

(※4)友部町と指定地域外の笠間市, 岩間町が新設合併し, 笠間市となる